CO問題で政府責任追及

衆院〝社会労働委員会〟で

第六十八回国会衆議院〝社会労働委員会〟で、山本政弘委員（日本社会党所属。東京都選出）は、三池労組が現在当面している重大な問題――労災補償を打ち切られたCO患者（とくに、万田職能回復訓練所で訓練中の十九人と、万田作業所で作業中の四十九人について）をめぐる問題を議題としてとりあげ、三井の災害責任と政府の負うべく監督責任を、一つひとつ実例をあげながら鋭く追及するとともに、まさに「死ね」といわんばかりな現在の政府・三井の対策を、一日も早く改善することを強く要求したが、これは、CO闘争＝命を守る闘いをすすめている三池労組にとって、大きなはげましともなっている。あえて、その全文を紹介することにした。整理上幾個所かにわたり、重復部分を削除したことを付記しておく。

なお同委員会は、去月十八日開催されたが、そのときの議事録からとった。　―編集部―

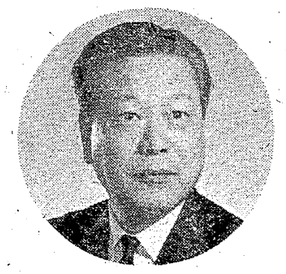

山本委員

森山委員長　山本政弘君。

山本委員　昭和三十八年に三井鉱山の三川鉱が爆発致しまして、四百五十八名が死に、八百三十六名がCO患者になって、四十一年十月に七百三十八名に労災補償打ち切りが強行されました。極度に重症の六十四名については、労災補償があった。

ところがそのうちに、四十七年の三月一日に、二十三名について、補償の打ち切りをする、こういう話がでている。荒尾の職能回復訓練所で訓練する、という話ですけれども、その中に十九名の三池労組員がいる。

私が労働次官にお伺いしたいのは、この事故の責任は一体誰にあるとお思いになるのか。これが一つ。

それから、政府がこの被害者について十分な補償を考えるべきであると思うが、この点どうお思いになるか。

中山政府委員（労働政務次官）

三井三池のガス爆発の責任はどこにあるか、というおたずねでありますが、使用者側にある、と私は考えております。

なお、事故にあわれた方々に対する補償の問題につきましては、労働災害補償保険法にもとずいて、これに対して十分な措置を講ずる、こう考えております。

生活費でない五五〇円

山本委員　いま次官から、使用者側に責任がある。補償については、政府も十分お考えになる。こういう話がありました。

私は、この爆発は、要するに合理化強化で保安を無視した結果が原因を生んだ、こう思うのですよ。

ところが、その人たちに労災補償打ち切りをする。そして、荒尾の職能回復訓練所で訓練を受けさせ、政府がそれに対して、交通費あるいは教材費として一日五百五十円を支払う。こういう話を聞いたわけです。そして三井鉱山が、一日三百円を支給する、という話を聞きました。それでお伺いするけれども、この被災者は家族もおられるのですよ。一家の支柱だと思うのですけれども、一日八百五十円で、一体その人たちが生活できるとお思いになるかどうか。どうなんでしょうか。

渡辺政府委員（労働省労働基準局長）

荒尾の訓練所に入っておられます方は、一酸化炭素中毒になられましたあと、一応治癒されまして、認定された方々であるわけでございますが、そういう方々のなかには、にわかに社会に復帰するということにつきまして、長年の療養生活等々からいたされまして、困難な方があられるということで、そういう方々に対して、社会復帰を円滑ならしめるために、労災保険施設としての職能回復訓練施設におきまして、一定期間訓練を実施することにいたしておるわけでございます。

そういう意味で、この方々に差し上げております五百五十円というのは、その訓練に要する交通費・訓練教材費ということで差し上げておるわけでございまして、病気中の方々の生活を確保するための、いわゆる休業補償費というものと、支給申し上げておる趣旨が違っておるわけでございます。

そういう意味で、金額的には、ご指摘のように生活費という観点からごらんになりますと、きわめて低いではないか。こうお感じになるのはごもっともと思うのでございますが、これにいたしましても、従来たしか四百四十円でありましたものを、幾らかでも楽に訓練が受けられますようにということで、今回金額の引き上げをはかったところでございます。

では生活費は三百円か

山本委員　確認いたしますけれども、交通費と教材費ということで五百五十円。そうすると会社の支給する三百円というのが生活費になるわけですか。

渡辺政府委員　会社と当該労働者の方々が、現在いろいろ交渉されておるということは聞いておるわけでございます。その交渉がどう進んでおるかは私、まだ承知しておりませんが、現在交渉中だと理解しておるわけでございます。

山本委員　ここに、その交渉の書類がある。これによりますと、会社は三百円しか支給しない、といっているのです。そうしたら、あなたのおっしゃるようないい方になれば、三百円がまさに生活費になる。

次官にお伺いしますけれども、三百円で、平均家族が、生活をやっていけるかどうか。三百円ですよ。

中山政府委員　三百円と、金額はおしかりを受けるかわかりませんが、現地の物価の状態と社会の環境なども、私は熟知いたしておりませんので、明確に、ご満足のいくような答えができないかもわかりませんけれども、今日の経済状況では、決して高額である、というふうには私は考えられません。

不思議でならぬ労働省

山本委員　炭鉱の離職をした人が訓練手当を受けますね。これは労働省の所管ですよ。その月額の平均が二万八千二百二十円。そうしますと、この訓練にいかれる人が、三月十七日から訓練が始まって、四月十五日に三月分の賃金が支払われるわけですけれども、十三日分、六千百五十円しか払われておらぬというわけです。

私は、そういう飢餓賃金というものをあえて支給していくということは、生活を破壊して、一家四散せよ、ということになりやしないだろうか、と思うのです。

それにしても、一日八百五十円で生活がやっていけるのか。ましてや、三月から働いた人たちが、六千五百円で、平均家族四人が生活していけますか。やっていけると思われるのだったらどなたか、生きていけるということを話していただきたい。同時に、どうやって生きていけるのか、教えていただきたいと思う。

一体、そういうことに対して、どういう処置を労働省としておとりになっているのか。私は不思議でならぬわけですよ。

しかも、被災者は、好きで災害を受けたわけではないのですよ。まさしく、会社の、資本の、三井鉱山の責任じゃありませんか。それに対して、労働省が何もアクションをおとりになっておらぬというのだったら、そんな不見識なことはない、と私は思うのです。

どうなさるおつもりです。ご返事いただきたいと思います。

円滑を期しての対策？

渡辺政府委員　三井三池の爆発で被災されました方々につきましては、われわれはおなおりになるまで、労災保険におきまして鋭意治療にご努力申し上げておるわけでございますが、それだけではなしに、それらの労働者の方々の就職、雇用、あるいはそういうものの確保をはかるために、会社に対して、解雇制限などにつきまして、いろいろ指導いたして、それらの方々の生活について、配慮いたしておるわけでございます。

ただこの方々は、一応治癒されたわけでございますので、労災保険からは、休業補償という形では、補償費を支給することができませんので、職場に復帰されますまでの間、復帰を円滑ならしめるための訓練をお受けいただいておる期間、あのような金額をご支給いたしておるわけでございます。

それ以外の、職場に復帰されますまでの間の生活費についてどうするか、という問題につきましては、先ほど申し上げました通り、会社といま交渉中である、というふうに聞いておりますので、合理的な結果に到達することを、ご期待いたしておるところでございます。

「配慮いたして550円を」

山本委員「許せぬむごいやり方」

この実態が治癒とは…

山本委員　すでに訓練に入ったから、以前だしておったものをだすことができないと、こういう。訓練期間が十日なり、一週間ならまだがまんできるでしょうけれども、かなり長期間の訓練があるだろうと思う。その間、訓練を受けるといいながら、訓練が受けられぬでしょう。現実に生活できなかったら。

いいですか。大牟田の生活保護費を調べたのです。男四十二才。女三十八才。子ども十七才と十四才の二人おるとして、四万七千円前後ですよ。

労使間の交渉だから、私どもはあずかり知らぬ、ということにはならぬでしょう。

ましてや、何百人という人たちを殺しておって、てんとして恥じない経営者じゃありませんか。治癒認定をしたというけれども、現に治癒してなくて、病院に入っておる人たちを治癒認定しているのですよ。

その前に、四十九人のCO患者の人たちが、万田の作業所で、朝の八時から正午まで訓練を受けておる。そして今度は、その人たちは、二十三人の人たちと入れかわりに終日労働をして訓練ということで、農耕を主にした仕事をやらせる。しかも、今後一切、CO患者として認めないで、すべて、就業規則を適用しますと、こういっているのですよ。

その四十九人のうちの二人が、労災補償打ち切りに反対して裁判を起こしておる。

そして、あなた方が治癒したといわれている人のなかに、現在入院している人が五人おるのですよ。そして、再認定の申請をだしているじゃありませんか。どこに、認定している、ということがいえるのですか。

使用者側の医師もおるだろう。しかし、被使用者側の医師もおる。こういう場合は、被使用者側の医師の意見も十分にそんたくしたといっているけれども、実態はそうじゃない。

かりに、それを一歩退いても、現在五人の人が治癒認定を受けて入院している事実は、どうなるのです。あまりにも、不思議過ぎるのです。あなた方が、治癒認定をした、ということがですね。それに、一体、めしも食わないで作業をやれるものか、ということです。そのことを、私はお伺いしているのですよ。

渡辺政府委員　いろいろ異議のあることは、私ども承知いたしております。ただ、私どもが治癒の認定をいたしますにつきましては、認定に当たられた医師団の一致した見解でございましたので、私どもはそれに従いまして、治癒の認定をいたしたわけでございます。

なお、いま私どもから差し上げている金額、あるいは、会社がいま申し出ている金額などにおきましては、現地における生活保護の費用よりも低いものだ。それで生活ができるか、という点につきましては、先生のおっしゃる通り、私は容易ではない問題である。かように感じておるわけでございます。

会社側とされまして、私どもも詳しくは存じませんが、先生がおっしゃるように、就業規則の適用云々ということになると、会社側の管理下にあるというようなこともございますので、会社側が、それらの事情を十分に配慮いたしまして、妥当な話し合いがつくような努力をするよう、私どもといたしましても、会社に対して勧告してまいる。かように考えるわけでございます。

CO法もあるなかで…

山本委員　再三の交渉によっても、なお、そういう事態が改まらないから、私のところに、この資料をもってお見えになったのです。ですから、いま局長がお話しになったけれども、よほどきちんと、会社側に対して、勧告なり、指導をやらぬと、この実態は改まらぬと、私は思うのです。

CO特別法の四条に、「使用者は、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症にかかった労働者の労働条件について、その者が当該一酸化炭素中毒症にかかった者であることを理由として、一切の差別的取り扱いをしてはならない」、こういっている。六条には、作業の転換についても規定がある。

それから診断の措置については、第九条に規定がある。しかしいまの実態では、これらはことごとく破られておる、といっていいのです。治療中の患者に対して、私傷扱いするというのです。一体こういうことが、CO法の中のどこにあるのですか。第九条の診療の措置は、「政府は、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症について、労働者災害補償保険法の規定による療養補償給付、または長期傷病補償給付を受けていた被災労働者であって、当該一酸化炭素中毒症がなおったものに対し、必要があると認めるときは、労働省令で定めるところにより、診察その他労働省令で定める措置を行なう」。こう書いてある。

ところがその人たちが、原因が一酸化炭素の中毒で、こういう後遺症をもっておる。その、後遺症をもっておる人たちが、再発したのではないかということで、診療、あるいは治療を受けるときに、これは私傷として取り扱う。こう、会社は、四月以降いっているのですよ。四十九人の人たちに。

一体、CO法そのものに私は不満があるのだけれども、しかしその中にうたわれている四条、六条、九条、こういう条章を、会社がどこに適用しているかということです。もう少し、私は労働省が、監督をちゃんとしてもらいたい、と思うのです。

会社がいってきていることは、治療中の患者に対して私傷扱いをいたします。これが第一点。第二点は、今後六カ月休業。次の二カ年は、もしその間休めば休職にいたします。こんなバカなことが、災害を起こした責任者の側から出されるなんて、もってのほかだと思うのですよ、私は。

このことに対して、それじゃ、どういうふうにおとりになるのか。あわせてお伺いしたいと思います。

渡辺政府委員　一酸化炭素中毒症特別措置法の規定の九条の適用につきましては、労働省といたしましては、これらの方々に健康管理手帳を交付いたしまして、毎月一回診察、保健のための薬剤の支給、健康診断等のアフターケアを実施いたしておるところでございます。

そういう方々に対しまして、会社側が、先生がご指摘になりましたような、いろいろな態度をとっておるという点につきましては、私どもも十分に承知しておりませんので、今後十分調査して、しかるべき措置をとりたい。かように考えるわけでございます。

許されぬむごいやり方

山本委員　私は、会社がほんとうに責任を感じているならば、六条の労働時間短縮、あるいは賃金の差しひきなどしないことを配慮するのが、あたりまえだと思うのですよ。しかし、治療にいったら、賃金はカットします。

そういう考え方というのは、ぼくは、労働基準法から解釈しても、誤りだろうと思うのですね。そして、特に、CO中毒患者に対して特別法ができたのですからね。にもかかわらず、現実にはこういうことが行なわれている。ぼくは慨慨するのですが、むごいというよりか、一体会社は、人間としての感情を持ち合わせておるのか、と思うのですね。要するに、肉体の内部には傷痕を残している人たちなんですよ。先ほど申し上げました、生活保護費の四万七千円は別としても、訓練手当の月額平均というのは、労働省は二万八千二百二十円なんですよ。

訓練手当がそうであるならば、四百四十円を五百五十円にしたというのでなく、もう少し上げることを考えていいのじゃありませんか。そうじゃないですか。元気な人の職業訓練手当がこうですから。どうなんです。

中山政府委員　労働省といたしましても、ご趣旨を尊重して、十分検討の上、向上するように努力したい。かように考えます。

山本委員　私、お願いしたいことは、先々のことじゃないんです。きわめて短い期間のうちに、ひとつ、手続していただきたいと思うのです。もう一回、重ねてお答えをください。

渡辺政府委員　十分検討したいと思います。

会社へ処置をとらせよ

山本委員　いま、万田で十九人の人が半日訓練を、四十九人の人たちに、半日労働から終日労働をさせておる。

会社の約束というのは、医師の診断の結果にまかせる。こういっておったのです。また、CO患者の病状の変化に応じて治療補償を行なう。医師を通して、こう双方で確認もしておる。労使双方からだされた医師団の一致した見解である。こう思うのです。

それにもかかわらず、今後は、治療は一週間に一回に限る。こういっておるのですよ。他は、賃金カットする。そういうやり方は、会社の無責任な、保安軽視のやり方で、いったん人を傷つけておきながら、もういっぺん、生活と、肉体と、精神を傷つけるやり方だ、と私は思うのです。こんな非人間的なやり方はない。

この点についても、私はちゃんと、会社に対して、何らかの処置をしてほしいと思うのです。それをなすったあとで、報告していただけますか。

中山政府委員　労働省といたしましては、さっそく会社に対して実状の報告を求めますとともに、問題点に対しては、再訓練を受けておる方々に対する生活上の問題について、十分改善をなすように検討を命じたい、と考えます。

山本委員　私は、事故の責任というものは、年月が経過したからなくなるとか、あるいは軽減されるものではない、と思うのですよ。ましてや自分が起こした事故によって、犠牲を受けた人々に対して、責任なしとして、解雇をねらうそういうやり方をするということは、本当にけしからぬとうのです。そして、就業を強制してゆく。それが事実なら、私は、本当に許せない。これで、終わります。

×

（以上で討論は終わっている）